

「契約者の合理的期待 (PRE)」の 「契約者の公正な取扱い (TPF)」への変貌

山本祥司*

2004年9月30日投稿

2005年2月25日受理

概要

英国における「契約者の合理的期待 (PRE)」は、契約上の債務ではないというその本質的な曖昧さから、アクチュアリー会等の努力にもかかわらず、長年具体的解釈が行われないままであった。しかし、エクイタブル生命事件の判決を機に、有配当保険全般に関する規制改革である「有配当レビュー」の中で、PRE は「契約者の公正な取扱い (TPF)」という概念に代替され、その明確化が求められることになった。そして事実上契約上の債務として、TPF と「財務管理の原則と実務 (PPFM)」による給付額の可能な限りの明確化と、その履行の担保としてツイン・ピークス・アプローチにより将来の配当も含めた支払能力の確保が図られるに至った。しかし、最終配当を中心とする給付額が不確定であること、また制約が増したとは言えその決定は会社の裁量権に依存するという本質的な特徴は残ったままであり、日本において参考とする際には注意が必要である。

キーワード：契約者の合理的期待 (PRE)、契約者の公正な取扱い (TPF)、有配当保険、裁量権、アクチュアリー

1 はじめに

英国生命保険産業においては、近年、様々な出来事が生命保険規制の改革を促進する要因となっている。EU 統合や国際会計基準への対応、ビッグバン以降の規制一元化の動きはその代表的なものであるが、生命保険固有の事情として、エクイタブル生命の経営危機や住宅ローン養老保険問題、

年金不適切販売問題など、業界を揺るがす大きな問題が次々に起こっており、改革を進めざるを得なくなっていることも事実である。

諸改革の中でも、「有配当レビュー (With-profits Review)」は、金融サービス機構 (Financial Services Authority : FSA) が進める保険会社の抜本的規制改革であるタイナー・プロジェクトの中核をなしている。「有配当レビュー」による改革は多岐にわたる課題をカバーしているが、その内容を見ると、多くの項目において、「契約者の合理的期待

*第一生命経済研究所 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-13-1 email: shoji@dri.dai-ichi-life.co.jp